

(一財) 札幌アイスホッケー連盟 定款 (抜粋)

第 9 章 加 盟 団 体

(加盟団体)

第 40 条 札幌市（アイスホッケー連盟の組織されていないその近郊を含む。）におけるアイスホッケー団体で、この法人の目的事業に賛同し、かつ理事会及び評議員会の決議によって定める資格要件を備えるものは、この法人の加盟団体となることができる。

(加入)

第 41 条 加盟団体の加入は、理事会の決議によって決定する。

2 加入が決定されたときは、加盟団体は理事会及び評議員会の決議によって定める登録料を納めなければならない。

(登録料)

第 42 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会及び評議員会の決議によって定める登録料を納めなければならない。

(脱退)

第 43 条 加盟団体の脱退は、理事会の決議によって決定する。

(除名)

第 44 条 加盟団体が次の各号の一に該当する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ出席者の3分の2以上の決議をもって除名することができる。この場合において、理事会及び評議員会の議長は、当該加盟団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき。
- (3) 加盟団体の資格を失ったとき。
- (4) 登録料を2年以上納めないとき。

(登録料の不返還)

第 45 条 加盟団体が納めた登録料は、返還しない。

(登録)

第 46 条 この法人の加盟団体は、その所属するチームの名称及びその構成員の氏名を、この法人に登録しなければならない。